

信用保証協会向けの総合的な監督指針（改定部分抜粋）

Ⅱ－２ 金融機関との連携等

Ⅱ－２－１ 意義

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成30年4月施行）により、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、信用保証協会が、その業務を行うに際し、金融機関と連携（法第20条の2）を図るとともに、中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援（法第20条第2項第1号）を行うことが規定された。

信用保証協会は、こうした趣旨を踏まえ、金融機関が事業の評価に基づく融資や信用保証付き融資も活用して必要十分な信用供与を行いつつ、その後の適切な期中管理・経営支援を実施するよう、促していくことが重要である。

Ⅱ－２－２ 主な着眼点

上記意義を踏まえ、各信用保証協会が金融機関との連携を図るとともに、自らも中小企業者の経営の改善発達を促していくための態勢の整備状況について、以下の着眼点に基づき検証していく。

（１）保証審査時及び支援体制の構築における対応

信用保証協会は、中小企業者からの相談に応えるとともに、保証審査時においては、事業継続のために迅速な資金調達を必要とする中小企業者の目線に立って対応することを第一とし、利用資格等の基礎的事項はもとより、業歴、業況、成長性、財務バランス、返済可能性、信用保証の必要理由や資金使途（運転資金、設備資金等）等を適切に勘案し、審査を行っているか。その際、定量的な基準だけではなく、例えば、財務状況は悪化していても本業に再生等の可能性がある場合には、当該中小企業者に対する地域金融機関の支援姿勢等といった非財務情報を含めて総合的な判断を行っているか。

信用保証協会は、金融機関における、個々の中小企業者に対するア）既往の信用保証の付かない融資（以下「プロパー融資」という。）等の与信取引の状況やその推移、イ）業況や事業性の把握状況、ウ）今後のプロパー融資の実施方針を含めた支援の方向性、に着眼して柔軟に保証付き融資とプロパー融資のリスク分担（以下「リスク分担」という。）を行っているか。その際、経営改善・事業再生の局面等においては、金融機関の支援姿勢が当該局面を円滑に進展させることにつながることから、信用保証協会は、上記ア）イ）ウ）に特に留意しているか。

一方で、中小企業者が創業期であることや事業規模が小さいこと等の理由により著しく信用力に乏しい場合、危機等の突発的事態の発生により中小企業者が信用保証協会による保証がなければ必要十分な資金調達を行えないと考える場合においては、信用保証協会は画一的にプロパー融資を求めるのではなく、個々の中小企業者の実態に応じて柔

軟に対応しているか。

なお、仮に金融機関が中小企業者に対して十分な融資を行えない場合には、信用保証協会が中小企業者に対して他の金融機関を紹介する取組みを行っているか（なお、その取組みの実施にあたっては、中小企業者から中小企業支援機関に資金繰りの相談がなされた場合に速やかに信用保証協会に連絡がなされるよう、日頃から、信用保証協会が中小企業支援機関との連絡体制等を充実させていくことが重要である）。

（２）保証承諾後の対応

①期中管理

信用保証協会は、債務の保証を実施した中小企業者に対する金融機関の期中管理や経営支援が行われるよう、金融機関と対話をしているか。

②経営改善・事業再生支援

中小企業者の経営の改善発達を促すためには、上記（１）及び（２）①の対応を進めていくことを通じ、金融機関による中小企業者への支援を促すことが重要となるが、その支援効果が十分に発揮されない事由がある場合には、必要に応じ、信用保証協会も、自ら期中管理や経営支援を行っているか。その際、信用保証協会が専門家の紹介・派遣や助言を行う等の支援に努めているか。

また、信用保証協会は金融機関と連携・協調して円滑な事業再生（一定ルールの下で行われる求償権放棄を伴う抜本再生を含む。）に努めているか。

（３）改善活動

信用保証協会は、上記（１）及び（２）にかかわらず、保証審査から代位弁済実行までの間、金融機関の対応を含めて改善の余地があると考えられる場合には、金融機関との対話を通じ、その対応の改善に努めているか。

（４）情報開示等

信用保証協会は、信用保証利用の状況、代位弁済の状況、プロパー融資の状況や経営改善・事業再生支援の状況等について情報開示を行っているか。

Ⅱ－２－３ 監督手法・対応

上記の監督上の着眼点に基づき、開示される情報や各種ヒアリングを活用し各信用保証協会における取組み状況を把握しつつ、信用保証協会との対話を通じて、中小企業者の経営の改善発達を促す機能が十分に発揮されるよう、対応を促すこととする。